

介護保険料などの基準額が変わります

ID
検索
248

介護保険料を決める際の基準として、これまで老齢基礎年金の満額（年額80万円）を目安にしていました。今回、この年金が80万円から80.9万円に引き上げられたことを受け、保険料が大きく変わらないように、2025年4月1日から介護保険料の判定の基準額も80.9万円に変更しました。

この変更により、老齢基礎年金のみを受け取っている方の介護保険料には影響がありません。

ご自身の介護保険料の詳細については、6月中旬にお送りする「介護保険料納入通知書」や「特別徴収開始通知書」をご確認ください。

高額介護（予防）サービス費や特定入所者介護サービス費に係る基準額についても、8月から変更となります。



安心できる暮らしのために

介護保険サービスは40歳以上の皆さんが納めている介護保険料が財源です。要介護状態になることを予防することで、介護保険料の負担を抑えることにつながります。サービスを利用する時は、必要に応じた量のサービスを利用することが効果的です。まずは高齢介護課へご相談ください。

介護保険サービスを安心して利用するため、適度な運動や社会参加を心掛けて健康を維持し、元気でハリのあ

る生活を送りましょう。

☎ 高齢介護課介護保険班(☎71-5348)

地域福祉を支える

民生委員・児童委員の活動

町では、44名の民生委員・児童委員が地域の身近な相談役として活躍しています。民生委員・児童委員とは地域の困りごとを行政や関係機関につなぐ「パイプ役」と「みまもり役」の2つを担っています。

現在の民生委員・児童委員の任期は11/30までとなり、12/1に全国で一斉に改選されます。

各地区において、新たな委員の選任をお願いする場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

初めての方でも安心です

町では、民生委員・児童委員の皆さんが地域でより安心して活動できるよう、町職員や関係機関とのつながりを深め、「顔の見える関係」を築くとともに、福祉に関する理解を深めることを目的に、町職員による研修会の実施や事例に基づいた意見交換など、さまざまな取り組みを行い、活動を支援しています。



県民生委員児童委員協議会キャラクター
みんぴょん

民生委員・児童委員の活動に興味がある方は、福祉保険課までご連絡ください。

ID
検索
193

ありがとうの一言がうれしくて

訪問活動の際に笑顔で喜び姿や、実際にお礼の電話をいただいたとき、活動の中で相談者の不安を解消できたときにやりがいを感じています。

また、町などが実施する研修会や民生委員の活動で得た知識は、これからの生活の中で役立つほか、人生を豊かに過ごすことができます。

私たちと一緒に活動しませんか。



二宮町民生委員児童委員協議会
会長 守屋 保子さん

☎ 福祉保険課福祉・障がい者支援班(☎75-9289)

